

List of Issues 案

**1. 条約の諸規定の実施のための一般的措置 (第 4 条, 第 4 2 条, 第 4 4 条第 6 項)**

- 1 政府は、子ども・若者育成支援推進法に基づき子ども・若者育成支援推進大綱を策定し、子ども若者ビジョンを廃止したというが、ここにいう若者とは何歳までの者を含むのか。
- 2 第三選択議定書の共同提案国であったにもかかわらず、第三選択議定書を批准していない理由を明らかにされたい。
- 3 第三選択議定書の批准について、何が障害となっているか。障害の解消に向けてどのような調整が必要であるかを明らかにされたい。
- 4 第三選択議定書の批准に向けたタイムフレームを明らかにされたい。

**2. 子どもの定義 (第 1 条)**

- 1 民法の成年年齢の引下げを必要とする立法事実は何か。民法の成年年齢の引下げに伴い生じる可能性がある弊害としてどのようなことが想定されるか。
- 2 少年法の適用年齢の引下げを必要とする立法事実は何か。少年法の適用年齢の引下げに伴い生ずる可能性がある弊害としてどのようなことが想定されるか。
- 3 監護者以外の者との関係で 13 歳以上 18 歳未満の子どもを性的搾取から守るという観点から、2017 年刑法改正は不十分ではないか。今後のさらなる改正についてどのように考えているか。
- 4 家事事件手続法の子どもの手続保障に関する改正部分はどのように運用されているか。新しい制度の普及のためにどのような取組を行っているか。子どもは手続代理人を利用したくても通常その費用を負担することが困難であると考えられるが、この点について政府はどのような対処をしているか。

**3. 一般原則 (第 2 条, 第 3 条, 第 6 条, 第 1 2 条)**

- 1 2011 年 3 月 11 日の東日本大震災及び福島原発事故により被災し、①死亡・行方不明となった子どもの数、②成育環境から離れた子どもの数及びその変化の様子、③放射能被害を疑われている子どもの数及びその変化の様子を明らかにされたい。

**4. 市民的権利及び自由 (第 7 条, 第 8 条, 第 1 3 条～第 1 7 条)**

- 1 政府が把握しているよりも実際に無戸籍のまま生活している者の概数はどの程

度と考えているか。

- 2 無戸籍者救済のために、どのような啓発活動をしているか。
- 3 法律の構造上、無戸籍の問題が解消しないのではないか。今後関連する法律の問題にどのように対応するのか。
- 4 自由で民主的な社会及び立憲民主主義国家を担う市民に必要な資質能力の育成のために、子どもに意見表明権や表現の自由を行使する機会を与えているか。

#### 5. 子どもに対する暴力（第19条、第24条第3項、第28条第2項、第34条、第37条(a)、第39条）

- 1 最終見解48(a)について、日本政府は、学校について懲戒権とともに体罰を明示的に禁止し、児童福祉施設について懲戒権とともに体罰を解釈上禁止しているのに、家庭について懲戒権を理由に体罰を禁止しない根拠は何か。
- 2 最終見解49(b)(vi)について、幅広い年齢の子どもを対象にした家庭での親の体罰等の使用や親の意識等に関する大規模な調査を実施するべきところ、いまだ行っていないが、具体的に、いつ、どのような調査を行う予定か。
- 3 最終見解48(c)について、ポピュレーションアプローチとして、体罰等の不適切な養育の弊害及び代替の非暴力的形態によるしつけを啓発するキャンペーンを含む広報プログラムの実施が各家庭等に届くには至っていないが、具体的に、いつ、どのような内容の取組を実施する予定か。
- 4 最終見解49b(v)について、学校教育法で体罰は明確に禁止され、体罰を理由として子どもが自殺する事件が繰り返されている以上、体罰を行った教員の8割が訓告等（口頭注意のみ等）で終わっているのはあまりにも処分が軽すぎ、体罰禁止が徹底されない要因になっていると考えられるが、より厳しく処分すべきではないか。
- 5 最終見解49b(v)について、文部科学省は、体罰で処分がなされた後、再度、体罰を行った教員を把握しているか。体罰を繰り返す教員に対しては、厳しい処分とともに効果が実証されている体罰防止プログラムの受講を義務づけるべきではないか。
- 6 最終見解49b(vi)について、体罰の実態把握のために、全ての国公私立学校について、毎年、子どもへのアンケートを行う調査を実施しないのはなぜか。
- 7 社会的養護にある子どもたちの中には、虐待等によるトラウマによる症状に苦しむ子どもも多いと考えられるが、その実態や、そのうち、どれだけの子どもたちが専門的なケアを受けることができているかを把握していれば、明らかにされたい。把握していない場合、調査の実施の見通しを明らかにされたい。

**6. 家庭環境及び代替的な監護（第5条，第9条～第11条，第18条第1項・第2項，第20条，第21条，第25条，第27条第4項）**

- 1 社会サービス機関が，子どもの施設措置を防止するためにも，不利な立場に置かれた子ども及び家族に優先的に対応し，かつ適切な金銭的，社会的及び心理的支援の提供(第3回委員会最終見解パラ51)としてどのような施策を取ったか。その財政的裏付け及び効果の説明をされたい。
- 2 2015年以降の被措置児童等虐待の対応件数やその詳細データを明らかにされたい。
- 3 児童心理治療施設及び児童自立支援施設における収容に対する定期的な検査として，どのような制度があるか。

**7. 障がい，基礎的な保健及び福祉（第6条，第18条第3項，第23条，第24条，第26条，第27条第1項～第3項，第33条）**

- 1 インクルーシブ教育を受けることが権利であることを認識しているか。
- 2 従来の特別支援教育，特に特別支援学級や特別支援学校が分離を前提とするものであり，インクルーシブ教育の理念とは相反するものであることを認識しているか。
- 3 保護者の付添いが必要な事態について，財政的な原因と理解しているのか人材不足と理解しているのか。今後，この事態を解消するためにどのような方策を予定しているのか。
- 4 障がい児施設が多種の障がいを受け入れるためにどのような政策が講じられているのか。講じていない場合，今後講じていく予定はあるのか。
- 5 福島原発事故による影響に関する子どもの健康問題，特に小児甲状腺がんに関する調査・結果の公表方法をどのように行っているか。市町村別の患者数の公表を取りやめた理由は何か。今後，どのような措置を採るのか。
- 6 日本政府は，児童扶養手当額をさらに拡充し，また，その支給回数についても子どもの日々の成長を安定的に支える観点から見直しを早急に行う予定があるか。
- 7 日本政府は，子どもの福祉の観点から，学童保育を含めて保育所の質と量を伴った確保のため，予算措置を講じる予定があるか。また，子どもに対する社会保障として保育料を全国統一的に無償化するよう具体的な検討を行っているか。
- 8 日本政府は，直ちに，生活保護基準の引下げを撤回し，生活保護基準を子どもの健全な発達のために相当な生活水準が確保されるよう引上げの検討を行う予定があるか。また，母子加算制度について再度廃止の検討を行う予定があるか。

9 日本政府は、児童相談所の一時保護所及び母子生活支援施設、自立援助ホームの拡充のための予算措置や、各種民間の子どものシェルターに対する公的資金援助を拡充するための予算措置を講じる予定があるか。

**9. 特別な保護措置（第22条，第30条，第32条，第33条，第35条，第36条，第37条(b)～(d)，第38条～第40条）**

**(1) 国籍喪失，庇護申請，退去強制，外国人を両親とする子どもと親の分離，外国人の子どもの教育，無国籍**

- 1 婚姻外から生まれた子どもが認知後日本に住所を有しなくても国籍を取得できるのに対し，婚姻から生まれた子どもで国籍を喪失した子どもは日本に住所を有しないと国籍を再取得できないとの取扱いの区別を支える根拠となる事実は何か。
- 2 16歳以上の子どもの難民申請者に対し，単独でインタビューに応じさせることは，弁護士等の立会いを認める場合に比べ，正確な難民認定にどのように役立つのか。
- 3 在留資格のない子どもに子どもの権利条約は適用されるか。適用されないとする場合，その理由は何か。
- 4 退去強制手続において，子どもの最善の利益を主として考慮されているか。されているとすれば，それはどのように担保されているか。されていない場合，その理由は何か。
- 5 子どもの権利条約第7条第1項の子どもの出生時の国籍取得の権利規定に照らし，日本で生まれ，そのままでは無国籍になる子どもについて，日本国籍の生来取得を認める立法の整備が必要ではないか。
- 6 国籍法第2条第4号，同法第8条第4号の適用例の統計を公表しないのはなぜか。
- 7 国籍の決定に携わる行政の担当官は，各国の国籍法をどのような方法で理解し，知ることができるのか。研修は行われているのか。行われている場合，どのような研修か。
- 8 正規滞在している外国籍夫婦が離婚した場合，離婚後に日本での在留期間が短い配偶者から在留資格変更・更新申請を許可しないことにより，結果として子どもと親との国境を越えた分離を招くこととなるが，かかる結果が子どもの最善の利益を害さないと考えているのか，害さないと考える場合，その理由を明らかにされたい。
- 9 朝鮮高級学校を就学支援金支給対象となる学校として指定しなかった理由を明らかにされたい。

- 1 0 朝鮮高級学校を外国の高等学校相当として指定しない理由を明らかにされたい。
- 1 1 非正規滞在者の子どもの教育を受ける機会を保障するため、どのような対策を採っているか。
- 1 2 日本語指導が必要な児童・生徒に対しどのような指導カリキュラムを提供しているか。

## (2) マイノリティ又は先住民族の集団に属する子ども

- 1 アイヌの子どもたちが民族的教育を受け、また、これを伝承する機会は十分に保障されているか。

## (4) 少年司法

- 1 公職選挙法違反の罪を犯し、選挙権、被選挙権を停止された少年の数を明らかにされたい。
- 2 罪を犯した少年の個人を特定する情報が個人の手によってインターネット上で公開された件数を明らかにされたい。
- 3 2014年の少年法改正後、長期10年を超える懲役刑に処された少年の数を明らかにされたい。
- 4 第3回委員会最終見解パラ85(b)に基づく、検察官送致年齢を16歳に引き上げることについての検討状況を明らかにされたい。
- 5 少年を被告人とする裁判員裁判の件数を明らかにされたい。
- 6 少年を被告人とする裁判員裁判において、検察官送致決定から判決までの平均日数を明らかにされたい。
- 7 第3回委員会最終見解パラ85(c)に基づく、少年事件についての裁判員裁判の見直しの検討状況を明らかにされたい。
- 8 国選付添人対象事件において、家裁の裁量により国選付添人を選任しなかった事件の数及びその割合を明らかにされたい。
- 9 刑事責任年齢に満たない少年で、触法行為について警察による調査の対象となった数を明らかにされたい。うち、児童相談所に一時保護された少年の数、及び、弁護士である付添人を選任した数を明らかにされたい。
- 10 協力雇用主（法務省が、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主をいう。法務省が募集している。）の全国の登録数及び協力雇用主によって雇用された少年の人数を年度ごとに明らかにされたい。

## 10. 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書のフォローアップ

- 1 性的被害を受けた子どものうち、継続的な精神的ケアを受けられている子の割合及びケアの内容（最終見解パラ82関連。費用負担、実施期間、ケアの終了の在り方等）を明らかにされたい。
- 2 性被害から保護するために家庭から分離される子どもが望む進路を確実に確保できる大学進学等の支援制度や経済的な支援制度はあるか（同上）。
- 3 上記1及び2の支援のための犯罪被害者等支援の予算確保の状況を明らかにされたい（政府報告パラ181関連）。

## 11. 武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書のフォローアップ

- 1 安保法制の整備に伴って、武力紛争に子どもを関与させないために、新たに採った立法上、行政上、司法上の手段は何か。
- 2 第1条に関し、18歳未満の自国の軍隊のメンバーが、敵対行為に直接参加しないことを確保するために採った立法上、行政上その他の全ての手段には何かがあるか。
- 3 第2条に関し、18歳未満の者を自国の軍隊に強制的に徴集しないことを確保するために採った立法上、行政上その他の全ての手段には何かがあるか。